

業務及び財産の管理に関する計画

＜金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第14条に基づく計画書＞

平成13年6月6日

朝銀新潟信用組合

金融整理管財人 岡 部 孝 作

金融整理管財人 勝 見 洋 人

目 次

頁

I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針	
1. 円滑な事業譲渡の早期実施	1
2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、 優良な顧客基盤の維持	1
3. 公的費用の極小化	1
4. 地域経済への配慮	1
5. 内部管理体制の確立	1
6. 旧経営陣等の責任追及体制の確立等	2
II. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針	
1. 基本運営方針	2
2. 金融整理管財人会議、業務運営会議の設置	2
3. 個別業務運営方針	2
(1) 与信業務運営方針	2
① 債務者区分別対応方針	3
② 資金使途	3
③ 与信残高上限	3
④ 与信期間、担保、保証、適用金利	3
(2) 資金調達業務運営方針	3
(3) 投資業務運営方針	4
(4) 経費運営方針	4
(5) その他の業務運営方針	4
III. 事業譲渡を円滑に行うための方策	
1. 経営責任の明確化について	4
(1) 旧経営陣について	4
(2) 役員退職慰労金	4
2. 経費の削減	4
(1) 人員及び人件費の削減	4
(2) 物件費の削減	5
3. 保有資産の処分	5
4. 内部管理体制の整備	5
5. 不良債権の回収強化	5
IV. 法令の遵守	5
V. 金融再生法第 18 条に定められた措置を 効果的に実施するための体制整備等	6

I. 「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針

当組合は平成11年5月13日「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）」第68条第1項に基づく申出を行いました。

金融再生法第68条第1項に基づく申出以降は、新潟県から派遣された顧問団の指導助言のもと業務運営を行っていましたが、平成12年4月からは当組合以外の第三者による業務監査委員会を設置し、業務の適正な運営を図ってきたところであります。

しかし、その後、平成12年12月29日に金融再生委員会より、金融再生法第8条第1項に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けるとともに、同日付で「業務及び財産の管理に関する計画」の作成命令を受けましたので、金融再生法第14条に基づき「業務及び財産の管理に関する計画」の基本方針等を定めます。

1. 円滑な事業譲渡の早期実施

金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、同法に定められた措置を適切かつ効率的に行うことにより、金融機能の維持に努め、当組合の事業価値の劣化防止及び預金の流出防止に努め、可及的かつ速やかに事業譲渡を実施します。

2. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持、優良な顧客基盤の維持

事業譲渡を円滑に行うまでの間、業務を暫定的に維持継続し、金融仲介機能を維持するとともに、優良な顧客基盤を維持することにより、金融機関としての信用力の回復に努めます。

3. 公的費用の極小化

金融再生法の趣旨及び銀行法の業務改善命令の趣旨を踏まえ、これらに定められた措置を適切に遵守しながら資産価値の劣化を防止し、また、適切な資産処分や経費の削減を行うことにより、公的費用の極小化を図ります。

4. 地域経済への配慮

地域金融機関としての役割を十分認識し、地域の在日朝鮮人等の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないように配慮するとともに、地域経済に与える影響を最小限に抑え、円滑な業務運営を行います。

5. 内部管理体制の確立

法令規則等の措置遵守を組合内に徹底させ、内部事務の厳正化及び相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

6. 旧経営陣等の責任追及体制の確立等

当組合が「管理を命ずる処分」を受ける状況に至った原因を明確にするため、金融再生法第18条の趣旨に基づき、内部調査体制を整備し旧経営陣等の責任を明確にいたします。

II. 業務の暫定的な維持継続による金融仲介機能の維持の方針

1. 基本運営方針

金融整理管財人による管理期間中の業務運営については、金融システムの維持、善意かつ健全な借り手保護という金融再生法の趣旨を十分に踏まえ、金融仲介機能の維持に配慮した適正な業務運営に努めます。

特に、当組合が朝鮮系の協同組織金融機関であること、中小零細な取引先が中心であることに配慮するとともに、優良な顧客基盤の維持など事業価値の劣化防止のための施策を適切に実施し、当組合に対する信頼の回復に努め、可及的かつ速やかに円滑な事業譲渡を行うことを目指します。

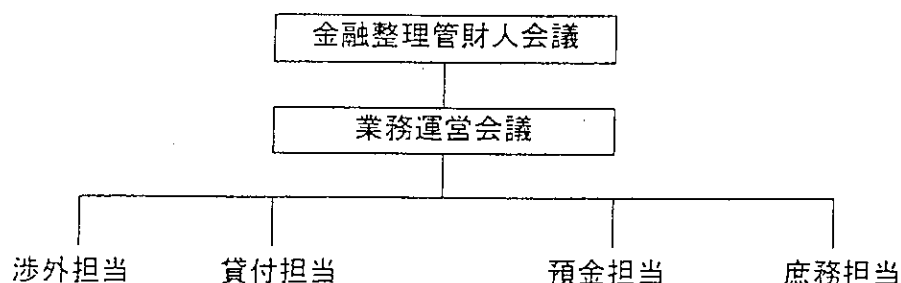
具体的な業務については、上記方針のもと、明確で透明性の高い業務運営に努めます。

2. 金融整理管財人会議、業務運営会議の設置

当組合の最高意思決定機関として、金融整理管財人2名により構成される「金融整理管財人会議」を設置し、経営に関する重要事項の審議を行うことにしました。

また、金融整理管財人2名、金融整理管財人補佐人2名と当組合幹部職員との間で十分な協議を行うとともに、意思疎通を図り、業務運営の透明性を確保するため金融整理管財人会議の下部組織として「業務運営会議」を設置いたしました。

「業務運営会議」では、重要な業務運営案件等の審議を行うとともに、活発かつ公正な討議を通じ、効率的・効果的な業務運営を実施してまいります。



3. 個別業務運営方針

(1) 与信業務運営方針

与信業務については、金融再生法の趣旨に基づき金融仲介機能の維持に配慮しながら、優良な顧客基盤の維持と貸出資産の劣化防止に努めるとともに、善意かつ健全な借り手の保護についても可能な限り配慮のうえ、運営いたします。

具体的な与信方針は以下の通りであります。

① 債務者区分別対応方針

「正常先」については、債務者の実態、企業の信用力や案件の妥当性を十分に審査し、資金需要に応じていきます。

「要注意先」については、債務者の債務履行状況、財務内容の健全性及び回収の確実性を十分審査し、適切に対応いたします。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」については原則として与信は行いません。

「純新規先」についても原則として与信は行いません。

② 資金使途

債務者の事業継続に必要な運転資金・設備資金に対応いたします。

③ 与信残高上限

「正常先」は、原則として、「管理を命ずる処分」を受けた日から1年間の最高額を超えないものといたします。

「要注意先」は、原則として、「管理を命ずる処分」を受けた日の残高を超えないものとします。

④ 与信期間、担保、保証、適用金利

回収の確実性や妥当性及び収益性等に十分留意し、適切な運営を行います。

(2) 資金調達業務運営方針

資金調達力の回復・安定のため、適切かつ正確な情報の提供を行い、当組合に対する信用の回復に努めます。

また、日々の資金繰りを的確に把握し、全国信用協同組合連合会等の関係機関と綿密に連絡をとりながら、必要に応じて資金支援の手配等に努めるとともに、信用秩序維持のための万全の対応を行います。

調達金利、期間等については、市場動向・他金融機関の動向及び地域性を十分考慮し、適切な運営をいたします。

(3) 投資運営業務方針

投資業務については、新たな投資は行いません。

(4) 経費運営方針

経費支出については、業務遂行上必要不可欠なものに限定した運営をいたします。

(5) その他の業務運営方針

内国為替等の業務については、金融仲介機能の維持並びに取引先基盤の維持の観点から継続いたします。

Ⅲ. 事業譲渡を円滑に行うための方策

1. 経営責任の明確化について

(1) 旧経営陣について

破綻公表時の経営陣のうち常勤理事は理事長のみで、平成11年6月30日の総代会において理事長を辞任（同年9月30日に理事退任）し、現在の理事長が選出されておりました。

現理事長は、平成12年12月29日に金融整理管財人が選任されると同時に理事長を辞任しております。

また、非常勤役員に対する役員報酬は支給しておりません。

なお、役員報酬については、今後も一切支払わない方針です。

(2) 役員退職慰労金

破綻公表時の役員に対し、退職慰労金は支給しておりません。

また、上記の辞任役員及び今後退任する役員に対する退職慰労金は、支給しない方針であります。

過去10年間に支給した代表理事への退職慰労金は自主的な返還請求を行います。

2. 経費の削減

(1) 人員及び人件費の削減

当組合の平成12年12月末の職員数は15名で、過去5年以内のピーク時（9年3月期）から7名減少しております。

更に平成13年2月末に職員1名の退職が見込まれており、業務運営上これ以上の削減は困難と考えております。従って今後は職員数14名の人員を以って事業譲渡まで業務運営を行ってまいります。

また、人件費及び厚生費の見直しを検討し、適切な措置を講じていくことに

より、今後、出来る限りの削減に努力してまいります。

(2) 物件費の削減

業務の運営上必要不可欠な支出に限定して、経費の削減に努めます。

(人件費・物件費推移)

(単位：百万円、%)

	9年3月期 (実績)	10年3月期 (実績)	11年3月期 (実績)	12年3月期 (実績)	13年3月期 (見込)	ピーク比
人件費 給与	165 (ピーク)	162	148	122	100	▲65 (▲39%)
人員	22人 (ピーク)	21人	20人	19人	14人	▲8人 (▲36%)
物件費	109 (ピーク)	95	97	62	50	▲59 (▲54%)
合 計	274 (ピーク)	257	245	184	150	▲124 (▲45%)

(注) 人件費の内、弁護士、公認会計士等の外部報酬は除く。

3. 保有資産の処分

当組合が保有する資産につきましては、業務運営上必要不可欠なものを除き、適正な価格で処分する方針です。

4. 内部管理体制の整備

業務全般にわたり、各担当者の責任分担の明確化や相互牽制の徹底化を図ります。

具体的には、金融整理管財人、補佐人を責任者として、帳簿書類等に基づくチェック及び定例検査を実施することにより適正な業務が行われているかを確認することとします。

5. 不良債権の回収強化

事業譲渡に係る費用の極小化及び資産劣化防止を図るため、不良債権の管理・回収体制の充実・強化を図ります。

具体的には、管理表及び回収計画の作成による管理の徹底、回収の強化を図ります。

IV. 法令の遵守

中小企業等協同組合法、その他関係法令を遵守し、金融再生法の趣旨に則り、適確な業務運営を行うことを組合内に徹底してまいります。法令、命令、諸規則に違反する行為や業務上の事故等が発生した場合は、厳正な処分を行います。

V. 金融再生法第18条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備等

金融再生法第18条による旧経営陣への責任追及等については、当組合の規模に考慮し、弁護士である金融整理管財人を主担とした内部調査事務局を中心に調査を進めております。また、早期に責任解明及び追及を行うため、平成11年10月に設置した「経営責任解明委員会（構成：弁護士2名、公認会計士1名）」を内部調査事務局に加え、効率的な責任解明及び追及を行うこととしております。